

主文
本件各控訴を棄却する。
当審における訴訟費用は全部被告人兩名の平等負担とする。

理由
検察官の控訴の趣意は検察官渡辺衛提出の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する弁護人の答弁は弁護人六川常夫提出の答弁書記載のとおりである。また弁護人の控訴の趣意は弁護人六川常夫提出の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する検察官の答弁は検察官竹平光明提出の答弁書記載のとおりである。よつて右各控訴趣意書並に各答弁書をここに引用する。右各控訴趣意に対する当裁判所の判断は次のとおりである。

検察官の控訴趣意第一（法令の解釈適用の誤）及び第二の（２）（量刑不当）について。

所論は、公共企業体等の職員の争議行為は公共企業体等労働関係法（以下公共労働法と略称）第一七条の規定によつて、いかなる場合も刑事免責を受け余地はないものとして解すべきであるにもかかわらず、原判決がこれと反する判断をしているから原判決は法令の解釈を誤つたもので、その誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかであり、かつ量刑に甚しく不当なる結果を招来している、と主張する。

しかし公労法第一七条に関する右主張は多くの一般非現業公務員が原則として国又は地方公共団体の権力の行使に關係があるためこれを阻害する争議権が本質的に認められていないにも拘わらず、これと著しく異なりその経営において又労働の認められていないにも本質的に経済的企業として認めらるべき所謂現業公務員に争議権が認められていたことは昭年二三年政令第二〇一号施行以前の労働組合法第三十二条（昭和二〇年法律第五号）及び労働関係調整法第三八条（昭和二一年法律第二五号）により明らかであつて、公労法第一七条は公共企業体等職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的平和的調整を一般利用者保護のため特に設けられた政策的規定であることを深く考慮しない見解であつて右職員を一般公務員に適用するとは別個の労働法規範に服させようとする右立法の趣旨に反して採用できない。

この点について、当裁判所はさきにいわたる摩周丸事件において、勤労者の団結権、団体交渉権、争議権の労働三権は歴史的沿革に基づく基本的人権であることも重視し、公共の福祉との關係上これが制限禁止されることがある場合においても、その行使の制限禁止は極めて慎重であることを要し、その制限禁止の規定に違反する行為の効果は成文法上極めて明確でなければならぬところ、公労法は同法第一七条違反の行為の効果については同法第一八条において解雇される旨を規定するとともに、国家公務員法（以下国公法と略称）第一一〇条第一項第一七号、地方公務員法（以下地公法と略称）第六十一条第四号のような罰則規定がなく、また公労法第三十二条において公共企業体の職員に対し一般に労働法の適用あることを示し、特に民事免責規定である同法第八條の適用を排除しながら同法第一七条に附随して刑事免責規定の労働組法第一条第二項の適用を排除することを明確に規定していないことよれば、公労法第一七条違反の行為であつても右禁止規定がなければ正当とされる範囲内にとどまる限り刑事責任からは免責されることとしたものと解するのが相当であつて、このような行為を行つた職員の処罰については労働組法第一条二項を考へて犯罪の構成要件に該当するかどうか、争議の目的、時期、方法等の点において労働組法所定の正当性の限界を超えるものか否かを慎重に判断する必要がある旨を判示した（当裁判所昭和三五年（う）第二九号昭和三六年二月二一日判決高裁刑集一四卷一号二五頁参照、以下摩周丸判決という）。従つて以下これを補足する。

（論旨第一の一のイについて）

所論は、昭和二八年法律第一七一号電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（以下スト規制法と略称）第二条、第三条の違反、労働関係調整法（以下労働法と略称）第三六条の違反、及び船員法第三〇条の違反の場合においては右各法律自体にその罰則規定を設けておらず、また労働組法第一条第二項の刑事免責規定の適用を排除する旨の明文の規定も設けていないことにおいて、公労法第一七条違反の場合と同様であるにもかかわらず、右各法条に違反する争議行為について労働組法第一条第二項の刑事免責、同法第八條の民事免責の適用が排除されることからみれば、公労法第一七条違反の場合についても刑事免責の適用が排除されることは明らかである、と主張する。

しかし罰則を伴わず争議行為を禁止する規定は、所論の場合のほか労働法第二六条第四項が存するのであるけれども、これらの規定は争議行為の時期、手段、方法

について規制しているにとどまるから、争議行為自体を禁止した公労法第一七条と同列に論ずることはできないのみならず、争議行為の時期、手段、方法について規制した各規定を区別せず、いずれの場合も当然に労組法第一条第二項の刑事免責の適用が排除されるとする解釈には、合理的根拠はない。

(論旨第一の一の口について)

所論は、国家公務員法第九八条第五項、同法第一一〇条第一項第一七号、地方公務員法第三七条第一項、同法第六一条第四号における公務員の争議行為の禁止と、その違反に対する罰則規定の間には禁止の対象たる行為と罰則の対象たる行為との間に相違があるにかかわらず、先に摩周丸判決はこれを無視し、罰則は禁止規定の違反そのものに対するものと考え公共企業体等の職員の争議行為を禁止する公労法第一七条に違反すれば直ちに犯罪(例えば業務妨害罪)に該当すると解釈したものであり、法規に於ける不利益にとどまるものであり、法規がこれを超えて刑罰的制裁を科する場合においては、争議行為を制限禁止する法規とその罰則とが成文法上極めて明確な直接的規定でなければならないのである。争議行為の制限禁止の効果として罰則を伴うものは、所論の国公法、地公法のほか、労働法第三七条に対する同法第三九条、同法第三八条に対する同法第四〇条の各規定がみられるのであるが、かかどる規定に違反する行為について当該罰則が適用されることはいうまでもないけれども、その行為がかかる直接的規定ではない他の刑罰法規、例えば鉄道営業法、郵便法、公衆電気通信法等に違反する罪、あるいは刑法上の犯罪の構成要件を充足することがあつても、それらの行為が直ちに刑事免責の適用から除外されるわけではないのである。摩周丸判決が国公法、地公法の罰則につき判示したのは、この理を明らかにしたにとどまり、所論のように公労法第一七条に違反すれば直ちに犯罪(例えば業務妨害罪)に該当すると解釈したものではない。

(論旨第一の二の(イ)について)

所論は、公共企業体等においては、その公共的性格からいかなる方法を採用とにかかわらず、職員の争議行為を一般的に禁止したもので、争議権自身が否定されているのであるから、かかる争議権の認められていないものなした争議行為について、その正当性が問題となる余地はないと云い、

A 違法性は全法律秩序、すなわち共同生活における公共の福祉の維持ないし増進をはかるために存在する秩序の見地からする行為の無価値または反価値の判断であるところ、公労法は第一条において公共企業体等の企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し擁護することを目的とする旨規定しているところよりみれば、企業の正常な運営を阻害する争議行為のごときは公労法の目的に反し、あえて公労法第一七条の規定をまつ迄もなく違法であつて、労組法第一条第二項の適用を受ける余地がないと主張する。

しかし、法秩序の包含する対象は極めて複雑多岐にわたり、その対象を規律する法的規範はしかく単純なものではあり得ない。従つてある行為が一つの関係からは違法なものであつても、他の関係からは違法でない場合もあるのであつて、たとえば行政上の取締法規に違反した契約でこの関係から違法とせられるものであつても、私法上は適法かつ有効と判断すべき場合のごときは普通にみられる現象である。公労法第一条には所論のごとき立法目的をかかげているけれども(同旨の立法目的はスト規制法第一条にもかかげられている)、このことより直ちに公共企業体等の職員のなす争議行為が同法第一七条の規定をまたずして違法であると認めるべき合理的根拠はない。このことは昭和二三年政令第二〇一号施行以前においては一般非現業公務員について争議権が認められていなかったにも拘わらず、現業公務員については争議権が認められていたことを考えれば思い半ばに過ぎるものがあるであろう。

B 所論は、摩周丸判決が公共企業体等の職員の争議行為は公労法第一七条に違反し、いわゆる民事上の免責規定の適用のないことを肯定しつつも、いわゆる刑事上の免責規定の適用ありとしているが、このことはかかる争議行為は公労法違反という点で民事上は正当ならず違法であるが、しかし刑法上は刑事罰を加えるに足るべき高度の公序良俗違反なく、違法性に公序良俗違反の高度のものとは低度のものとの段階を認め、犯罪として刑罰をもつて対抗するのは前者にかぎると解するものであつて失当であると主張する。

しかし、摩周丸判決が公労法第一七条に違反する行為につき民事上の免責規定の適用がないにもかかわらず、刑事上の免責規定の適用がある旨を判示したのは、所論のごとく違法性に公序良俗違反の高度のものとは低度のものとの段階を認めたこと

によるのではないのであつて、争議権が歴史的沿革に基く基本的人権であることよ
り、その行使の制限禁止は極めて慎重であるとするを要し、その制限禁止の規
反する行為の効果が同法第一八条の解雇及び同法第三條により明文をもつて
行為の効果が同法第一八条の適用を排除されたと結果としてのみならず、同
の民事免責の規定の適用につき労組法の適用があることと明示しな
三条が公共企業体等の職員につき労組法の適用があることと明示しな
第一七条に附随して同条違反の行為につき労組法第一條第二項の適用が認
を明文をもつて規定していないから、同条による刑事免責の適用が認め
判示したにすぎないのである。

C 所論は、行為の適法（違法性阻却）か違法かは、法益秤量の観点からその行
為のもたらす利益がその行為の害する利益より大であるか小であるかによ
れるところ、公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ
遂行に当つては全力を挙げてこれに専念しなければならぬ（国公法第九六
項、地公法第三〇条）性質のものである以上、これら公務員が自己の要
のために争議行為をおこなうときは法益秤量の見地から許されるべきであ
つて、このことは現業公務員についてはもちろん公務員的人格を有する公
職員についても同様であるから、公共企業体の職員の争議行為は、か
の観点からも違法性阻却の理由がないと主張する。

しかし、公共企業体の企業の一般利用者保護のため、国家はこれに対してかなり
広汎な統制権を保有するけれども、その企業経営の内容は一般私企業と実質的
はなく、全く経済的企業として認められるべきものであつてその職員
私企業と労働の実態を異にするわけではない。又なんら権力行使と関係
公務員についても同様である。このことは国または地方公共団体の行政上
行使を主たる任務とする多くの非現業公務員とその本質において著しく
る。さればこそ昭和二三年政令第二〇一号の制定及びそれにつぐ国公法
り国家公務員に対して労組法、労調法、労働基準法（以下労基法と略称）等
を除外し、その後制定された地公法も地方公務員につきほぼ同様に規定
も、国有鉄道と専売事業を含む公共企業体の職員については、これと別
をもつて通常の公務員とは別個の労働関係あるものとして規律すること
にその後の公労法の改正によつて従来国有鉄道と専売公社のほか、新設
信電話公社の職員と、現業公務員のうちいわゆる五現業の職員について
よる労働関係として規律することとし、地公法もまた地方公営企業につ
法に準じた取扱をすることとしたのである。かように一般公務員より
体職員を、ついで現業公務員を分離してその労働関係を一般公務員に
は別個の労働法規範に服させようとする立法の経過から見れば、現業
関係を国公法、地公法に還元し、公共企業体の職員の労働関係をこれに
しようとする所論は、右の沿革に反するものであり根拠に乏しいといわ
らない。

（論旨第一の二の（ロ）について）

所論は、公共企業体等の職員の争議行為に罰則規定を設けなかつたのは、争
議行為の規模、態様の如何により刑法第二三四条威力業務妨害罪の規定を適用
ことができるし、又いわゆる現業業務は国または地方公共団体の行政事務とは
を異にする点にかんがみ、国公法、地公法と異なり実行行為の前段階に属
謀、あおり、そそのかしのごとき行為は犯罪として処罰するまでもない
に公労法に罰則規定を設けなかつたものであると主張する。

しかし、昭和二三年政令第二〇一号の制定施行以前において一般非現業公務員
異なり現業公務員が旧労組法第三條（昭和二〇年法律第五一号）にい
として団結権、団体交渉権、争議権を有していたことは旧労働関係調整法
（昭和二一年法律第二五号）に徴し疑の余地なく日本国憲法第一五條第二
公務員につき全体の奉仕者たる性格付けがなされたことによつて、現業
働基本権に変更があつたこととはできない。従つて昭和二三年政令第二
が現業公務員についてその争議行為を禁止したのは、現業公務員の争議
して本来正当な争議行為につき、特別にこれを規制したにすぎないのであ
その違反の効果は右政令が明文をもつて規定した同令第二條第二項の任
用上の権利を主張できないこと及び同令第三條の処罰にとどまるものと
ればならない。右政令は昭和二三年一月三日失効し、即日国公法の第
より国家公務員は同法第九八條第五項によりあらためて争議行為を禁
となつたが、その違反の効果として同法第九八條第六項は任命または雇

方法によつて行なわれ、そのため施設の維持保管に支障を来たすおそれのある場合に、これを禁止する特種な場合集営は営を阻害し、けだし公営業務の阻害の結果、ものとして認めらるべきところ、勤務時間には従い、職場集営を拒否することは明らかなるが、

原判決は、職場集営が若干勤務時間に喰い込んで、業務の正常な運営が阻害されない場合のあることを認め、点において当裁判所と見解を異にするけれども、その大綱において当裁判所と法令解釈の基本的立場を同じくすることは原判決を仔細に検討すれば明らかであり、しかも原判決は結局船長の禁止命令に違反した被告人等の所為を公労法第一七条に違反するとして判断しているのだから、この立場からした原判決の量刑が所論のごとく不当であるとはできない。論旨は理由がない。

(論旨第二の(3)ないし(5)について)

所論は、原判決は被告人兩名の量刑の前提として「不乗便廃止問題については公企等労働委員会札幌地方調停委員会とせんの結果、青函地方本部の当初からの主張とおろ国鉄本社と国鉄労組本部との団体交渉に移され、解決されたところからも窺われるように、青函局側の交渉中及び廃止を実施する態度には柔軟性に欠けるところがあつた」事実、及び「本件檜山丸が長時間の出港遅延を来したとについては、職場集営が終了する頃同集営を指導していた青函地方本部船舶支部委員長Aが、警察官が動員されたことを口実に右集営を抗議集営に切りかえたことなど、他の組合役員の行為にもその原因があつて被告人兩名のみに帰しえな

い」事実を認定しているが、右は量刑の基礎となる事実の認定を誤つたもので被告人兩名に対する科刑は軽きに失するものであると主張する。しかしながら、原審記録及び原裁判所で取調べた証拠によれば前記各事実はこれを認めることができるのであつて、本件記録並に原裁判所及び当裁判所で取調べた証拠により認められる本件犯行の動機、態様、罪質、殊に本件の遠因が青函当局の労務管理の不手際から生じた不乗便制度の廃止をめぐる労使の対立であること等諸般の事情を総合すれば、検察官の所論を考慮に容れても、被告人兩名を各懲役二月に処し、その各刑の執行を一年間猶予した原判決の量刑は、いささかも軽きに失するものではない。論旨は理由がない。

弁護人の控訴趣意第一点(事実誤認)について。

所論は、原判決は第二波職場集営においては、組合役員及び組合ピケットの乗船目的には、組合機関で決定された企画以上に連絡船の遅延及び船内に混乱を生ぜしめる目的があつたかのごとき認定をし、一切の責任を組合に帰せしめているが、組合側には殊更に出港を遅延させ船内に混乱を惹起する目的はなかつたし、当局側や警察官の行動との因果関係を全く無視し、証拠の評価を誤つたものであり、この誤認は判決に影響を及ぼすことが明らかであると主張する。

しかし、原判決は所論のごとく被告人兩名が役員として機関決定に従い、有川棧橋に派遣され各船に乗船した事実を認定し、それから直ちに被告人兩名が檜山丸を遅延せしめ、あるいは船内に混乱を生ぜしめる意図をもつていたと結論しているのではない。原判決はこれを仔細に検討すれば、被告人兩名の乗船目的は役員として機関決定に従い、檜山丸における職場集営の指令点検、斗争の経過報告、激励、意見の集約及び被告人らに引続いて乗船することになつてきた組合ピケットに対する船内における統制指揮等の任務を遂行するにあつたけれども、被告人らは現地派遣委員として青函地本の第二波斗争を指導し、(イ)昭和三四年八月一六日午後二時五五分出港予定の十勝丸、(ロ)同日午後七時四〇分出港予定の第十二青函丸、(ハ)同月一七日午後七時四〇分出港予定の檜山丸、(ニ)同月一八日午後七時四

○分出港予定の第十二青函丸において、当局側としの組合員との間に発生した紛争と混
乱のため、それぞれ各船とも出港が一、二分なるとし、組合員と遅延したため、争いお
り、さらに八月九日午後七時四十分出港予定の他方青函側も遅延したため、争いお
るため、船内通路やトリミングポンプ操作されたに警視した関係に本企の企を阻止せんとす
を動員し、青函局側の要請により派遣され、右のごとく、当や公安職員の介
被告人兩名はこれを認識し、右の指し、同船の出港は遅延し、また被告はさつ、当審のよ
らの指導により檜山丸において職場の集會が行なわれ、また被告はさつ、当審のよ
る当局側との間に紛争を生じ、同船の出港は遅延し、また被告はさつ、当審のよ
多数の組合ピケットが乗船すれば船内に混乱を生じ、その遅延はさつ、当審のよ
ことを容認しながら乗船した事実を適法に認めていくも、原判決には所論のよ
る事実取調の結果は右認定事実を左右するものではなく、原判決には所論のよ
事実の誤認は認められない。

つぎに、八月九日午前九時五十分出港の空知丸のごとく、当局や公安職員の介
入のなかつた船においては、指令どおりであるけれども、当局側の論議の場における職場の集會
は当局側の要請に基き警察官の派遣をもつて通常使用する組合員のおける職場の集會
断することはできない。本来組合員のおける職場の集會は適法な活動として認められるべき
時間外に開催されるかぎりには、公共企業体の組合員のおける職場の集會は適法な活動として
組合活動として認められるべきものである。青函地本の企画した第一波、第二波の斗争は、
すでに述べたところである。青函地本の企画した第一波、第二波の斗争は、
貨物船にあつては乗務員の勤務時間内に喰い込む職場の集會であり、
争いにおいて決定指令した内容は、有川棧橋に着岸予定の貨物船に、
前までの勤務時間に喰い込む一時間の職場の集會であり、
同Eの各証言によれば、連絡船の出港準備作業は機関部にあつては出港前七十分
(但し一時間で交替)より、また甲板部にあつては出港前三十分より当直乗組員が
配置について開始されるところ、右指令どおりの職場の集會が開かれる場合は、出港
準備作業の大半を勤務しないことになり、また貨車積替作業に伴う船体の傾斜を
調整するトリミングポンプの操作を担当する操舵係がその勤務を行わないと
四〇分を要する右貨車積替作業は不可能となり、連絡船の定時出港が困難とな
とが予想されたのであるから、かように公労法第一七条に違反する争議行為に
し、連絡船の正常な運航業務を管理する青函局において、組合側の争議行為を
し連絡船の定時出港を確保すべく当局側の応援班及び公安職員を出動させる
は極めて多数の組合側ピケットの動員に對抗して警察官の派遣を要請する
しやむを得ないものとしなければならぬ。また組合側の指令どおりの職場の集會
行なわれても、当局側の介入さえなければ出港は遅延せず、業務の運営に支障は
いと主張はその確実な保障が組合側から与えられない限りこれを黙視すべしと
局側に要請することは公平を欠くものである。組合側と当局側とのもみ合いの事
は、常に当局側が鉄道公安職員を直接出動させて組合側に実力を行使した場
ること所論のとおりであるとしても、これをもつて当局側の不当な介入と速断
ことはできない。原判決がこれらの当局側の態度を十分考慮していることは、
決を仔細にみればおのずから明らかである。結局原判決には事実誤認は
認められない。

論旨は理由がない。
弁護人の控訴趣意第二点の一(事実誤認及び法令適用の誤)について。
所論は、青函地本の企画した第二波職場の集會は、国鉄の輸送業務の正常な運
阻害するものではなく、職場の集會は正当な組合活動であり、従来からの慣行
組合役員の乗船許容されるべきものであるのにかかわらず、青函局は専ら組
動抑圧の手段として職場の集會及び船内立入を禁止したもので、原判決が第
集會の企画とそれに対する青函局の対策、意図を正しく評価せず、被告
為を公労法第一七条違反であると判断したのは、事実誤認の結果法令の解
誤つたものであると主張する。
しかしながら、青函地本の企画した第二波職場の集會が乗務員の勤務時間内
会であり、かような勤務時間内の職場の集會が公労法第一七条に違反するこ
に述べたとおりである。しかも前示のごとく第二波職場の集會においては、
り連絡船の定時出港が危ぶまれた状況にあつたのであるから、青函局がこれを禁止

し、また本件檣山丸において船長が組合役員、組合ピケットの乗船を阻止するためにした船内の施錠及び舷門を開かなかつたこと並びに乗組員以外の者の乗船を禁止する旨の放送等の各措置は、いずれも権限に基く適法なものと認められ、これを無視し組合役員として職場集会の指令点検、指導等の目的で船内に立入つた被告人兩名の行為もまた公労法第一七条に違反するものといわなければならない。

原判決には所論のごとき事実誤認及び法令の解釈適用誤りはない。論旨は理由がない。

弁護人の控訴趣意第二点の二（事実誤認及び法令適用の誤）について。

一、所論は、原判決は公労法第一七条に違反する行為であつても、その効果はすも同法第一八条による解雇にとどまり、その違反が直ちに刑法上の違法性を導き出すものではなく、その処罰については公労法第三条に基く労組法第一条第二項の適用によつて、犯罪の構成要件に該当するとともに、争議の目的、時期、方法等の点において労組法処定の正当性の限界を超えるものに限られるべきであるとし、判示し、国鉄連絡船の乗組員の争議行為の正当性の範囲につき、一般私企業とはよなり、国鉄陸上勤務者の場合に比較しても厳格に解すべきであるとし、その正当性を否定するけれどもその根拠はいずれも合理的理由を欠くものであり、被告人兩名の行為は労組法第一条第二項の適用によつて正当とせられるものであると主張する。

二、青函地本の企画した第二波職場集会及びその指令点検、指導等の目的で船内に立入つた被告人兩名の行為が公労法第一七条に違反することも既に述べた通りである。しかし公労法第一七条に違反する争議行為であつても、その効果は同法第一八条による解雇にとどまり、その違反が直ちに刑法上の違法性を導き出すものではなく、その処罰については公労法第三条に基く労組法第一条第二項を考へるべきで法所定の正当性の限界を超えるものか否かを慎重に判断する必要がある。これを明文の規定に述べたとおりである。ところで争議行為の正当性の標準について明文の規定を欠いているから、もつぱら具体的事例に則して社会通念により決定するのほかに、よつて青函地本の企画した第二波職場集会及びその職場集会の指令点検、指導等のため船内に立入つた被告人兩名の行為の正当性につき、目的及び手段、態様の双方から具体的に検討する。

(イ) まず目的の正当性につき判断するに、当審証人F、同Gの各証言によれば、青函連絡船の勤務形態に関するいわけは、乗便制度は、勤務指定に基く組合側の反対管理運営事項であるとの当局側の見解に基き、昭和三四年八月四日以降組合側の反対による廃止されるに至つたことが認められ、他方当審証人H、同I、同Jの各証言によれば、不乗便制度の廃止は労働条件の変更にあたるとの組合側の見解に基き、団体交渉の妥結をまたずして一方的に廃止した当局側の反省を求めたため、本件職場集会が企画されるに至つたことが認められ、両者間に管理運営事項が労働条件から関してすどく見解が対立していたことが明らかであるが、右証言により認められるように結局この不乗便廃止の問題は国鉄本社及び国労本部間の団体交渉に移され、昭和三五年三月一六日年間三日の特別調整休暇を設けることによつて、不乗便制度を廃止することに協定が成立し解決したところよりみれば、不乗便制度の廃止が本質的に管理運営事項が労働条件の変更にあたるとはともかくとして、組合側がこれを労働条件の変更に該当すると解して、これを一方的に廃止した青函局の措置に反対するため、抗議集会を開くことを企画した青函地本の争議行為の目的及びそのための被告人兩名の行為の目的は、社会通念に照らし正当であると判断する。

(ロ) つぎに手段、態様の正当性につき判断するに、本件は停泊中の船内において行なわれた争議行為であることを考えなければならぬ。船舶は船長以下の乗組員が複雑な機械器具の完全な運転によつて海上航行という危険な業務に従事する職場であるから、一般の職場と異なり厳しい秩序に規制され、船体諸機械器具に対する十分な整備と安全確保が要求される特異性が存することは原判示のとおりである。本件において青函地本の企画した第二波職場集会の有川棧橋の貨物船において出航前五分前までの一時間にわたる勤務時間内職場集会であつたこと、各職場間の交流と激励の意味で有川棧橋には一〇〇名の組合ピケット要員を動員し職場集会に参加させること等であつたこと、右企画に基き遂行された各連絡船において原判示のごとき混乱が生じ、ことに八月一六日午後七時四〇分出港予定の第十二青函丸においては、船長が貨物積替作業の妨害を阻止するため、操舵掛に施錠させ作業をさせていたことに対し、組合ピケット隊約四、五十名は同船長に施錠を解くよう迫つて、これを同船ブリッジ階段踊り場にとりかこみ、公安職員によつて救出されるまで約一時間にわたり脱出できない状況にしたこと、これら状況や、本件檣山丸に対しても六、七百名の組合ピケットが動員される予定である旨の情報を告げ

められ、K操舵掛は必ずしも所論のように職場で孤立した状況にあつたわけではないから、同人が自由な判断により行動することが全く不可能であつたわけではな
い。以上のように急迫不正の侵害行為の認められない以上、被告人らの乗船行為が
正当防衛に該当する論旨は、爾余の点を判断するまでもなく理由がない。

つぎに右(2)の所論につき判断するに、原判示のごとく、第二波斗争の第一日
目の十勝丸以降多数の連絡船において、本件同様にトリミングポンプ操作室に内部
から施錠されており、このことは被告人ら組合役員においても諒知していたにか
かわらず組合役員において乗務員等に対しその実情を調査した事跡もなく、単
に前示のごとく被告人ら組合役員が組合員たる操舵掛に対し作業中施錠しないよう説得し
たにすぎないものであることよりみれば、被告人両名は本件檜山丸における船長の
施錠に関する措置の意図及び方法が前示のごときのものであることについて認識して
いたものと推定すべく、右事実についての錯誤は認められないから、かりに被告人
両名が右事実を強制労働に該当すると判断しても、それは法律上の評価のあやまり
にすぎず、これに対する誤想防衛は成立の余地がないものとしなければならない。
論旨は理由がない。

弁護人の控訴趣意第二点の四(法令適用の誤)について。

所論は、労働条件の一方的変更を敢てしながら自らの非を顧みず、組合の抗議に
も耳をかさず、専ら違法な労働の強制、警察権力による抑圧等の違法な行為を行つ
た当局の態度、檜山丸出港について当局のとつた措置、労働条件の一方的切下げ変
更による既得権の侵害、強制労働等によつて受けた組合員の自由侵害、権力的抑圧
による団結権侵害と、檜山丸の出港遅延による影響等とを比較して考えれば、本件
における被告人両名の檜山丸乗船は、現行法秩序のもとにおいては社会的相当性を
有する行為であつて、実質的違法性を阻却するにもかかわらず、原判決がかかる観
点を考慮しなかつたのは、違法性に関する法令の解釈適用を誤つたものであると主
張する。

しかしながら、前示のごとく不乗便制度の廃止が、本質的に勤務指定に関する管
理運営事項に属するか、労働条件の変更に該当するかは解釈上微妙な問題が存する
から、これを労働条件に該当すると解してこれに反対するため、抗議集会を企画し
た争議行為の目的が社会通念に照らし必ずしも不当であると認められないけれど
も、これを管理運営事項と解釈した当局側の見解もその理由のあることであつて、
これを廃止するにあたり組合の了解を得るため数度にわたる折衝の末、つい一方
的に廃止した青函局の態度が、所論のごとく不当なものであるとすることはできな
い。当局側に違法な労働の強制や権力的抑圧による団結権侵害の存しなかつたこ
はすでに判示したとおりであり、また出勤した警察官の実力行使が所論のごとく積
極的であつたと認めるに足る証拠もない。してみると被告人両名の乗船行為が実質
的違法性を阻却するとの所論は、その余の点を判断するまでもなく採用しがたい。
論旨は理由がない。

弁護人の控訴趣意第三点(量刑不当)について。

所論は、原判決は被告人両名に不利益な量刑の事由として、「被告人両名は公共
企業体である国鉄の労働組合役員として明らかに公労法第一七条に違反する争議行
為の企画に参画し、その指導の目的で本件犯行に出でたこと」及び「右犯行は被告
人が当初認識し且つ容認したごとく、多数組合ピケットの船内侵入とそれによつて
生じた混乱の結果、本州と北海道を結ぶ重要な輸送路である連絡船檜山丸の出港を
一時間二分遅延せしめる端緒をなしたことを掲げているけれども、かりに被告人
両名が公労法第一七条に違反する争議行為の企画に参加したとしても、その責任
は同法第一八条の解雇にとどまることは、原判決が理由中でその見解を明らかにし
たとおりであるにかかわらず、量刑において刑事責任加重の一事由としたことは不
合理であり、また組合ピケットの乗船と被告人両名の乗船とは直接関係はなく、し
かも檜山丸遅延の最大の原因は組合ピケットの乗船ではないのであるから、被告人
らの刑事責任加重の根拠とならないものであつて、かような誤れる立場において量
刑した原判決の科刑は重きに失するものであると主張する。

しかしながら、公労法第一七条違反の効果は同法第一八条の解雇にとどまり、これ
をもつて量刑の基礎資料とすることの許されないことは所謂のとおりであるけれ
ども、原判決は結局において被告人両名の本件犯行が公労法第一七条に違反するの
みならず、刑法上も違法であることを判断し、その上で量刑したものであることが
明らかであるから、結論において不合理な点はない。原審記録及び原裁判所で取調
べた証拠によれば、被告人両名の犯行が檜山丸出港遅延の端緒となつた経緯に
関する原判示事実は優に認められるところであり、当審における事実取調の結果は右認

定事実を左右するものではないから、右事実を前提として量刑した原判決にはなんら不当の点はない。そして本件記録並びに原裁判所及び当裁判所で取調べた証拠により認められる本件犯行の動機、態様、罪質等諸般の事情を総合すれば、被告人両名が不乗便問題の団体交渉による平和的解決に最後まで努力した点等に関する所論を考慮に容れても、原判決の量刑は重きに失するものではない。論旨は理由がない。

よつて刑事訴訟法第三九六条により検察官及び被告人両名の各控訴を棄却すべきものとし、当審における訴訟費用の負担につき同法第一八一条第一項本文を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 羽生田利朝 裁判官 船田三雄 裁判官 浅野芳朗)